

警戒度レベル2における対応

【区域】 栃木県全域

※主な変更点は下線部

【期間】 令和4(2022)年9月26日(月)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策を徹底する。

基本的な感染対策：「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等

- 都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染防止対策が徹底された飲食店を利用する。
- 「飲食を伴う懇親会等」や「大人数や長時間に及ぶ飲食」は、次の点に注意する。
 - ✓ アクリル板の設置がない飲食店等の場合は、一定の距離（1 m以上）が確保できる人数
 - ✓ 十分な換気
 - ✓ 時間は2時間程度を目安
 - ✓ 会話時のマスク着用
 - ✓ 飲食店等が実施している感染防止対策への協力
- 感染に不安のある無症状の者は、無料検査を活用する。
- 15歳以上65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。

県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）（続き）

- 15歳以上65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
- 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

事業者に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **高齢者施設・障害者施設における感染対策の強化**
 - 高齢者施設・障害者施設の職員に対する頻回検査の受検を促す
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

無料の検査について（概要）

「①ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査」は一部機能を「②感染拡大傾向時等の検査」に移し、8月末で終了。

※主な変更点は下線部

①ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査

検査の目的

社会経済活動を行うにあたり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

無料となる対象者

- ・ワクチン3回目接種未了者
- ・ワクチン3回目接種済みであるが、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合

※いずれも、無症状者のみ

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等)において、原則対面で実施

検査の種類

抗原定性検査（簡易キット検査）

※PCR検査等を利用する場合を、10歳未満の受検、高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合に限定

無料の期間

R4.8.31をもって終了

②感染拡大傾向時等の検査

検査の目的

知事が、特措法第24条第9項等に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請し、それに応じていただくことにより陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

無料となる対象者

A 知事からの要請により、検査を受検する住民の方(ワクチン接種者含む)
B Aの方が、飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し陰性の検査結果を求められる場合も活用可（R4.9.1から）

※いずれも無症状者のみ

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等)において、原則対面で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※検査拠点により異なります

無料の期間

R4.10.31 まで延長

高齢者施設等職員に対する集中的検査事業

R4.9.9国事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」

With コロナの新たな段階への移行を進める中、高齢者施設等におけるクラスター対策強化が重要

高齢者施設・障害者施設に集中的検査を実施することを要請する

医療機関や幼稚園、保育所等も対象に加えるよう検討すること

集中的検査を実施する都道府県等に、国が抗原定性検査キットを配布

高齢者施設・障害者施設における集中的検査

週3回の抗原定性検査キットによる集中的検査を実施

現行:週1回の抗原定量検査

医療機関、幼稚園・保育所等における集中的検査

希望する施設に、抗原定性検査キットを配布し集中的検査を実施

事業開始予定

10月中旬から1ヶ月間の集中的検査を予定（国から抗原定性検査キットが配布され次第速やかに施設へ配布し事業開始）

※上記以降も感染拡大時に集中的検査を実施予定

全国一律の全数届出の見直し（9/26～）に当たっての本県の対応について

	発生届対象者	発生届対象者以外
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の者 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な者 ④妊婦 	<p>左記以外の者</p> <p>※陽性者であることの把握方法（①又は②が基本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>診療・検査医療機関から配布されるリーフレットに必要事項を記入した書類（別添）</u> ② <u>健康フォローアップセンター（F C）から送付されるメール</u> ③ <u>診療明細書、診療費請求書兼領収書など</u>
健康管理の方法	保健所による初動連絡→健康観察（プッシュ型支援）	体調悪化時、本人からF Cに連絡（プル型支援）
入院	保健所(入院調整本部)による入院調整	必要な場合には新たに発生届を作成→「発生届対象者」に
宿泊療養	保健所を通じた入所依頼	<u>本人がF Cに登録（WEB）</u>
生活支援物資配布	本人からF Cに電話等で申込	<u>→F Cから送付するメールに従い、本人が申込（WEB登録できない場合はF Cに電話で申込）</u>
パルスオキシメーターの貸与	保健所が本人の希望等を踏まえ対象者を選定し本部に申込	
療養証明書	<u>原則として、My HER-SYSによる発行とし、紙の療養証明書は発行しない</u>	発行不可
公表（統計）	年代別総数を公表（居住地が不明となることに伴い市町別の感染者数等は公表しない。発生届対象者以外の個別管理を行わなくなることに伴い、 <u>入院・宿泊療養を除く療養者数の公表も行わない</u> ）	

とちぎ健康フォローアップセンターについて

9/26からの発生届限定化（65歳以上＋重症化リスク等のある者のみ）に伴い、「とちぎ健康フォローアップセンター」に名称を変更し、役割・機能の再編を行う。

【9/25まで】

《とちぎ健康観察フォローセンター》

健康観察

- HER SYSを用いたプッシュ型支援
- 体調悪化時、架電により状態把握
- 電話診療等の手配

健康相談

- 日中、体調悪化した人からの電話相談
- オンライン診療の手配

生活支援

- 配食サービスの電話受付
- パルスオキシメーターの電話受付

《陽性者登録センター》

陽性者登録

- 検査キットで陽性となった方の陽性登録（15～64歳の無症状・軽症者）
- 発生届を作成し、保健所へ提出

【9/26から】

名称変更！！

《とちぎ健康フォローアップセンター》

健康相談

- 日中、体調悪化した人からの電話相談（プッシュ型健康観察は実施しない）
- オンライン診療の手配

生活支援

- 配食サービスのWeb受付
- パルスオキシメーターのWeb受付

陽性登録

- 検査キットで陽性となった方の陽性登録（15～64歳の無症状・軽症者）
- * 発生届の作成なし

陽性者 あんしん受付

- 医療機関で陽性となった方が宿泊療養、生活支援の案内を受けるための受付

各種 電話受付

- 【Web申請ができない方のみ】
- 宿泊療養の電話受付
- 配食サービス/パルスの電話受付

陽性判明から解除までの流れ

診療・検査医療機関を受診にて**陽性**

自主検査等にて**陽性**

届出対象の方

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスク※があり、かつ、新型コロナ治療薬の投与、または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④妊婦

保健所からの電話やショートメッセージでの連絡があります

保健所調整

宿泊療養

生活支援物資の案内
電話(0570-003-189)

パルスオキシメーター

保健所にて健康観察

体調悪化時

体調悪化時の連絡相談先

かかりつけ医や診断された医療機関に相談ができない場合は下記(土日祝日も対応)

【日中(8:30-17:15)】管轄保健所に連絡してください

【夜間(17:15-8:30)】受診ワクチン相談センター(0570-052-092)

保健所から解除について連絡

届出対象外の方の**とちぎ健康フォローアップセンターへの登録** (登録はWEB)

受診した届出対象外の方
(陽性者あんしん受付)

左記①～④以外の方

陽性登録

配置医師による陽性判断
(陽性と判断=届出対象外)

支援内容等についてメール送付(保健所からの連絡はありません)

各種支援の受付

各種相談

WEB登録ができない場合は電話(0570-003-189)

宿泊療養

生活支援物資

パルスオキシメーター

ご自身で健康観察

体調悪化時の連絡相談先

【日中(8:30-17:15)】とちぎ健康フォローアップセンター(0570-003-189)

【夜間(17:15-8:30)】受診ワクチン相談センター(0570-052-092)

所定期間が過ぎたらご自身で療養解除